

議事日程第六号

令和六年三月七日（木曜日）

午前十一時三十分開議

第一、知事の説明

第二、予算特別委員会への議案付託の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十一時三十分開議

本日の出席議員

四十一名

一	番	佐藤光子	二	番	櫻田憂子
三	番	山形健二	四	番	高橋健
五	番	武内伸文	六	番	小棚木政之
七	番	高橋豪	八	番	瓜生望
九	番	島田薫	十	番	松田豊臣
十一	番	加賀屋千鶴子	十二	番	薄井司
十三	番	佐藤正一郎	十四	番	宇佐見康人
十五	番	住谷達	十六	番	児玉政明
十七	番	小山緑郎	十八	番	小野一彦
十九	番	鈴木真実	二十	番	沼谷純
二十一	番	加藤麻里	二十二	番	小原正晃
二十三	番	三浦茂人	二十四	番	佐々木雄太
二十五	番	杉本俊比古	二十六	番	鈴木健太
二十七	番	佐藤信喜	二十八	番	今川健策
二十九	番	高橋武浩	三十	番	石田雄寛
三十一	番	渡部英治	三十二	番	北林丈正

三十三番	竹下博英	三十四番	原幸子
三十五番	工藤嘉範	三十六番	加藤一
三十七番	三浦英一	三十八番	柴田正敏
三十九番	川口一	四十番	鶴田有司
四十一番	鈴木洋一		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	佐々木薫
理事	丹治純子
総務部長	長嶋直哉
総務部危機管理監(兼)広報監	伊藤真人
企画振興部長	久米寿
あきた未来創造部長	水澤里利
観光文化スポーツ部長	石黒道人
健康福祉部長	高橋一也
生活環境部長	川村之聡
農林水産部長	齋藤正和

産業労働部長 石川 定人
 建設部長 川辺 透
 会計管理者(兼)局長 小西 弘紀
 財政課長 齊藤 大幸
 教育委員会教育長 安田 浩幸
 警察本部長 森田 正敏

●議長(北林丈正議員) これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 (朗読省略)

一、三月七日、知事から次の議案が提出された。また、記載のとおりそれぞれ関係委員会に付託した。

(付託委員会)

- | | | |
|--------------|--|---------|
| (1) 議案第一一四号 | 令和五年度秋田県一般会計補正予算(第一〇号) | 総務企画委員会 |
| (2) 議案第一一五号 | 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案 | 同 |
| (3) 議案第一一六号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 | 同 |
| (4) 議案第一一七号 | 秋田県税条例の一部を改正する条例案 | 同 |
| (5) 議案第一一八号 | 秋田県児童福祉施設の設備及び福祉環境委員会 | 同 |
| (6) 議案第一一九号 | 運営に関する基準を定める条例案 | 同 |
| (7) 議案第一二〇号 | 秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案 | 同 |
| (8) 議案第一二一号 | 秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案 | 同 |
| (9) 議案第一二二号 | 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 | 同 |
| (10) 議案第一二三号 | 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案 | 同 |
| (11) 議案第一二四号 | 秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 | 同 |
| (12) 議案第一二五号 | 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案 | 同 |
| (13) 議案第一二六号 | 秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案 | 同 |

(14) 議案第一二七号 準を定める条例案
秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 同

する条例の一部を改正する条例案
総務企画委員会 三件
福祉環境委員会 一六件
産業観光委員会 一件
教育公安委員会 一件

(15) 議案第一二八号 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

一、二月二十九日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、三月一日、各議員に配付した。

(16) 議案第一二九号 秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

例月出納検査報告書

登載省略

(17) 議案第一三〇号 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

●議長（北林丈正議員） 日程第一、知事の説明を行います。知事の発言を許します。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。

追加提案いたしました補正予算案及びその他の議案について説明申し上げます。

(18) 議案第一三一号 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

このたびの補正予算案は、災害り災者見舞金など、各種事業の実績見込みによる事業費の減額等について計上しております。

一般会計補正額は、六億一千九百九十四万円の減額であり、補正後の総額は、六千四百二十八億六百六十一万円となります。

次に、単行議案の主なものについて申し上げます。

「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方自治法の一部改正により、在宅勤務等手当を新設するものであります。

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」は、地方税法の一部改正に伴う個人県民税の定額減税等を行おうとするものであります。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

(22) 議案第一三五号 市町村立学校職員の給与等に関する条例案 教育公安委員会

●議長（北林丈正議員） 次に、日程第二、予算特別委員会への議案付託

(21) 議案第一三四号 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案 産業観光委員会

(20) 議案第一三三号 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

(19) 議案第一三二号 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

(18) 議案第一三一号 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

(17) 議案第一三〇号 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

(16) 議案第一二九号 秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

(15) 議案第一二八号 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案 同

(14) 議案第一二七号 秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 同

の件を議題といたします。

お諮りします。議案第百十四号は、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。議案第百十四号は、予算特別委員会に付託されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時三十二分散会